

入札説明書

札幌市告示第 2171 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 5 月 17 日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課制度調整担当係

電話 011-211-2988 メールアドレス kodomo.daredemo@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係るコールセンター等業務

(2) 調達案件の仕様等

業務仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日まで

(4) 履行場所

原則受託者が確保する。

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

- (2) 令和４年～令和７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類「大分類：一般サービス業」の、「中分類：その他サービス業」に登録されている者であること
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと
- (6) 受託者は、本市を含む地方公共団体において、過去５年以内にコールセンター業務に関する事務等を受託した実績があること
- (7) 株式会社 Graffer が提供するオンライン申請サービスと同等のオンラインサービスを取り扱っていないこと。また、直接サービスを取り扱ってなくても代理店営業を行っていないこと

５ 入札説明書に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書および仕様書に対して質問がある場合は、以下のとおり、別紙３「仕様等に対する質問票」を提出すること。

ア 提出期間

上記１の告示日から令和６年５月２２日（水）１１時００（必着）まで

イ 提出先

上記２の契約担当部

ウ 提出方法

原則、電子メールで質問書を受け付ける。その際、件名は「札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係るコールセンター等業務」とすること。

電子メールアドレス：kodomodaredemo@city.sapporo.jp

(2) 回答書の閲覧

上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

6 入札書の提出及び開札

(1) 入札書提出及び開札日時、場所

別紙1「入札書」を郵送または持参により提出

【受領期限】令和6年5月27日（月）17時00分（送付の場合は必着）

【開札日時】令和6年5月28日（火）10時00分 上記1事務室

※ 電話、電子メール、ファクシミリ、電報、その他の方法による入札は認めない。

※ 入札者はその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ

(4) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第4条及び第85条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、

代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、封印した入札書のほかに、

組合員名簿を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づく消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙 4)を提出することとする。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。なお、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、

その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書（案）（別紙5）のとおり

以 上